



2014年5月28日

各 位

上場会社名 株式会社 エクセディ  
代 表 者 代表取締役社長 清 水 春 生  
コード番号 7278、東証第一部  
問い合わせ先 取締役上級執行役員  
管理本部長 豊原 浩  
TEL (072) 822-1152

## 役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2014年5月28日開催の取締役会において、新しい株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2014年6月24日開催予定の第64回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

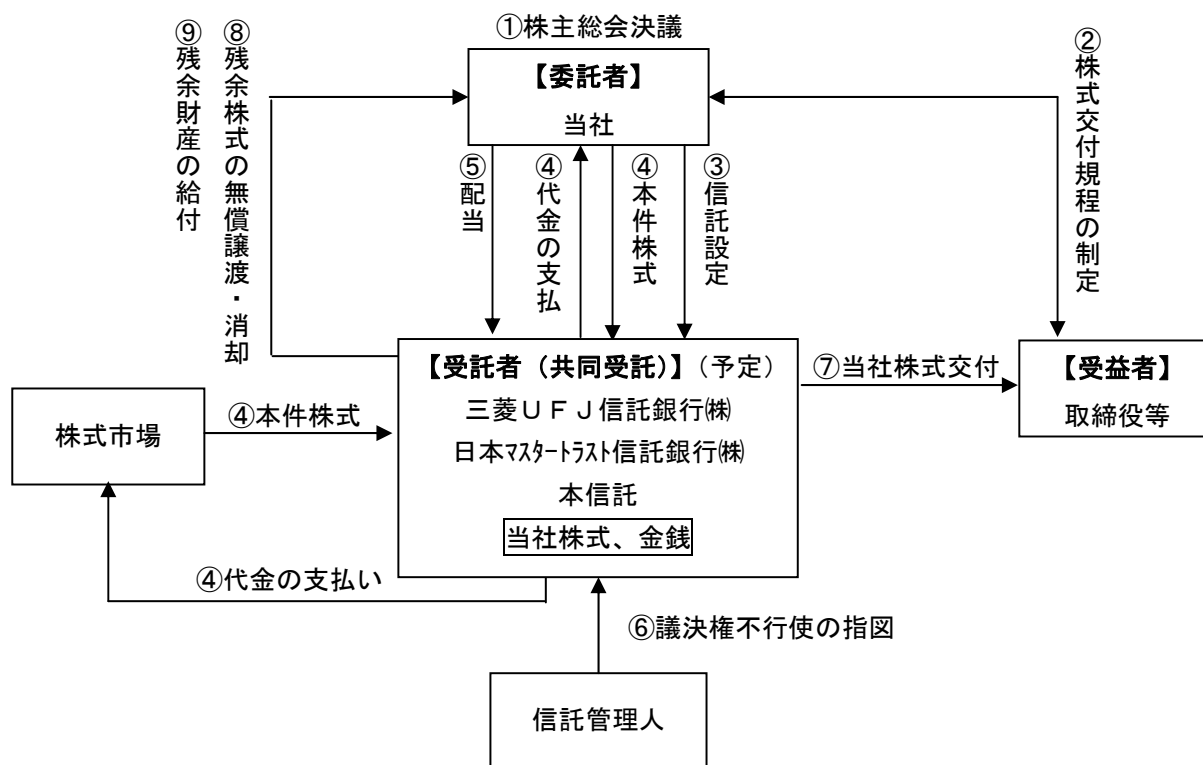
#### 1. 株式報酬制度の導入

- (1) 当社は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）及び執行役員（海外駐在者を除く。以下「取締役等」という。）を対象に、これまで以上に当社の業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします（※1）。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 株式報酬制度としては、役員報酬BIP信託（以下「本信託」という。）と称される仕組みを採用します。BIP (Board Incentive Plan) 信託とは、業績指標等に応じて取締役等に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬です。（※2）
- (4) 当社は、本信託の信託期間が満了した場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

(※1) 本制度の導入により、取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

(※2) BIP信託<sup>®</sup>は三菱UFJ信託銀行株式会社の登録商標です。

## 2. 本制度の概要



- ①当社は本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ます。
- ②当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は①の総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。本信託が取得する株数は、①の総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度の始めに開示する、連結業績予想に対する売上高、営業利益及び当期純利益の達成度に応じて、取締役等に一定のポイント数が毎事業年度末に付与されます。当該ポイント数に応じた株数の当社株式が、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に交付されます。
- ⑧信託期間中の業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

## (1) 本制度の概要

本制度は、2015年3月末日で終了する事業年度から2016年3月末日で終了する事業年度までの2年間（以下「対象期間」という。）（※）を対象とし、各事業年度の業績指標及び役位に応じて、当社株式を役員報酬として交付する制度です。

（※）信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記（4）参照）には、以降の各2事業年度をそれぞれ対象期間とします。

## (2) 制度導入手続

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限（以下「信託金上限」という。）及び取締役等が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限（以下「年間付与ポイント数上限」という。）その他必要な事項を決議します。なお、信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合（下記（4）参照）は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

## (3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は以下の受益者要件を満たしていることを条件に、本信託から交付を受けることができます。

- ① 対象期間中に取締役等であること（対象期間中、新たに取締役等になった者を含む。）
- ② 取締役等を退任していること（※）
- ③ 一定の非違行為を原因として解任された者でないこと
- ④ 下記（5）に定める累積ポイント数が決定されていること

（※）ただし、本信託を終了する時点において、上記②を除く受益者要件を満たす取締役等が在任している場合には、当該取締役等に当社株式が交付されることがあります。

## (4) 信託期間

2014年8月25日（予定）から2016年8月末日（予定）までの約2年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を当初の信託期間（2年間）と同一期間だけ延長することがあります。当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金上限の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が未了のものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金上限の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイント数の付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等が退任し、当社株式の交付が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

## (5) 取締役等に交付される株式数

信託期間中の毎年3月末に、同日で終了する事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における業績指標及び役位に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。1ポイントは当社株式1株とします。各取締役等には、取締役等退任時に、累積ポイント数に応じた株式が交付されます。

※ 信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

(6) 本信託に拠出する信託金上限及び年間付与ポイント数の上限

信託期間ごとに当社が本信託に拠出する信託金は2億4,000万円(※)を上限と致します。

※ 信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託費用の合算金額となります。なお、本株主総会において、本信託に拠出する信託金上限を2億4,000万円として承認決議を行うことを予定しております。

※ 信託金上限は、現在の当社取締役等の基本報酬及び賞与の水準を考慮し、信託費用を加算して算出しています。

また、本株主総会においては、年間付与ポイント数上限を26,500ポイントとして承認決議を行うことも予定しております。かかる決議がなされた場合、取締役等が本信託から交付を受けることができる株数は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。その為、対象期間において、本信託が取得する株数(以下「取得株式数」という。)は、かかる年間付与ポイント数上限に信託期間の年数2を乗じた数に相当する株式数(53,000株)を上限とします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、信託金上限及び取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、本信託内の株数が各取締役等の累積ポイント数に対応した株数に不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の本株主総会の承認を受けた信託金上限及び取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 取締役等に対する株式交付時期

上記(3)の受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時における累積ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けることができます。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式の議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託費用に充てられます。なお、信託費用に充てられた後、本信託の終了時に剰余が生じる場合には、取締役等に対して給付されることとなります。

(11) 本信託の終了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達等により、本信託の終了時に剰余株式が生じる場合は、株主還元策として本信託から当社に当該剰余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |          |   |
|----------|---|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                           |
| ②信託の目的   | 当社の取締役等に対するインセンティブの付与                               |
| ③委託者     | 当社  |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤受益者     | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者                             |
| ⑥信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                |
| ⑦信託契約日   | 2014年8月25日（予定）                                      |
| ⑧信託の期間   | 2014年8月25日（予定）～2016年8月末日（予定）                        |
| ⑨制度開始日   | 2014年10月1日（予定）<br>（2015年3月末日からポイント数の付与を開始）          |
| ⑩議決権行使   | 行使しないものとします。  |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式  |
| ⑫信託金の上限額 | 2億4,000万円（予定）（信託費用を含む。）                             |
| ⑬帰属権利者   | 当社  |
| ⑭残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した範囲内とします。      |

【信託・株式関連事務の内容】

- |         |  |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社为本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。                  |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上